

令和5年度
仙台市生活衛生関係事業実施結果

令和6年10月

仙 台 市

令和5年度 仙台市生活衛生関係事業実施結果

【概要】

生活衛生関係事業は、市民が安心して安全な日常生活を送れるよう、「生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策」、「市民生活に係る良好な生活環境の確保対策」、「飲用水の安全確保対策」の三つを柱に施策を展開してきた。

「生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策」については、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行やICT技術の普及等の社会状況の変化、業態の多様化、新たな科学的知見に対応した監視指導や衛生講習会を行うとともに、レジオネラ症やノロウイルスなどの感染症対策にかかる指導、啓発を行った。

「市民生活に係る良好な生活環境の確保対策」については、感染症の媒介原因として社会的関心が高まっている蚊、ダニ等の衛生害虫及びねずみに関することや、シックハウス、ダニアレルギー等の住居衛生問題、スズメバチに関する相談、宅地用空き地の雑草繁茂相談等、市民生活に関連する生活環境問題について、市民への適切な相談対応、助言及び周知啓発を行った。また、除草等により自主的に良好な生活環境の保持に取り組む町内会等の団体に対して、動力草刈機等の整備補助、河川清掃活動等に対する支援を行った。

「飲用水の安全確保対策」については、専用水道における安全な飲用水供給のための衛生指導の他、貯水槽の管理に関する定期検査の未受検施設への受検指導及び管理や届出状況の現状把握を行うとともに、井戸水等の自己水源を用いる施設への適切な水質管理や衛生管理を実施するための指導、助言等を行い、より安全な飲用水を供給する体制を確保するための周知、啓発を実施した。

その他、健康被害未然防止を目的とした試買検査等の家庭用品安全確保対策、補助金交付事業による一般公衆浴場（銭湯）確保対策、住宅宿泊事業における適正運営対策、環境衛生監視員の資質向上に向けた研修等を実施した。

I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策

1. 生活衛生監視指導

(1) 対象施設

生活衛生関係営業施設等の内訳は、表1のとおりである。

表1 生活衛生関係営業施設等（令和5年度）

| 業種 | 年度末施設数 | 新規許可 ・確認数 | 廃止数 |
|---------------------------------------|--------|--------------|-----|
| 興行場 | 47 | 2 | 3 |
| 旅館業 | 224 | 10 | 10 |
| 公衆浴場 | 103 | 5 | 10 |
| 理容所 | 816 | 24 | 40 |
| 美容所 | 2,001 | 151 | 111 |
| クリーニング所 (無店舗取次所を除く) | 537 | 6 | 32 |
| 温泉利用施設 | 328 | 48 | 16 |
| 浴用 | 328 | 48 | 16 |
| 飲用 | 0 | 0 | 0 |
| 遊泳用プール | 49 | 1 | 0 |
| 専用水道 ^{※1} | 50 | 1 | 3 |
| 貯水槽水道施設等 ^{※2} | 8,360 | 80 | 82 |
| 簡易専用水道 ^{※2} | 3,776 | 39 | 37 |
| 簡易専用小水道 ^{※2} | 2,018 | 12 | 23 |
| 5m ³ 以下受水槽水道 ^{※2} | 2,531 | 29 | 19 |
| 小規模水道 ^{※2} | 31 | 0 | 3 |
| 30人未満水道 ^{※2} | 4 | 0 | 0 |
| 特定建築物 | 741 | 12 | 2 |
| 化製場等・畜舎 | 89 | 8 | 4 |
| 化製場等 | 0 | 0 | 0 |
| 畜舎 | 89 | 8 | 4 |
| コインランドリー | 184 | 17 | 10 |

※1：国が設置する施設（1ヶ所）を除く

※2：簡易専用水道（水道法）は特定建築物（建築物衛生法）の該当施設を含む。他の貯水槽水道施設等は特定建築物を含まない。

(2) 監視結果

対象施設の監視指導は、対象施設別に監視件数を1年に1回～3年に1回を目標として設定し、おおむね監視目標を達成した（表2）。

表2 監視状況

| | 対象施設 | 監視目標 (%) (監視施設数/施設数) | 監視結果 (%) | 監視施設数 /全施設数 |
|-------------------------|------------------------|-------------------------|----------|---------------------|
| 営業六法施設 | 興行場 | 100 | 94 | 44/47 |
| | 旅館業施設 | 100 | 107 | 240/224 |
| | 公衆浴場 | 100 | 135 | 139/103 |
| | 理容所 | 33 | 38 | 310/816 |
| | 美容所との 重複開設施設 | 100 | 117 | 7/6 |
| | 美容所 | 33 | 38 | 768/2,001 |
| | 理容所との 重複開設施設 | 100 | 117 | 7/6 |
| 営業六法以外 の生活衛生 関係施設 | クリーニング所 (無店舗取次所を除く) | — | 6 | 31/537 |
| | 工場 ^{※1} | — ^{※1} | 19 | 18/94 |
| 営業六法以外 の生活衛生 関係施設 | 温泉利用施設 | 100 (施設数として100%) | 124 | 406/328 |
| | 遊泳用プール | 100 | 86 | 42/49 |
| | 専用水道 | 100 | 98 | 49/50 |
| | 貯水槽水道施設等 | — | 4 | 372/8,360 |
| | 管理不適施設 ^{※2} | 100 | 91 | 30/33 ^{※3} |
| | 特定建築物 | 10 | 9 | 67/741 |
| | 化製場等・畜舎 | 50(犬舎) | 58 | 36/62 |
| | | 100(その他の施設) | 100 | 27/27 |
| コインランドリー | 100 ^{※1} | 73 | 134/184 | |

※1:工場*、コインランドリーは2年度毎に全施設監視（令和5年度はコインランドリーを全施設監視）。

工場*:クリーニング所のうち洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所（取次所）を除いた施設。

※2:登録検査機関の定期検査等で水の供給について特に衛生上の問題が確認され、立入調査が必要な施設

※3:設置者から保健所に報告のあった施設

(3) 重点監視指導

衛生確保を図る上で、特に重点的な対策が必要な事項として、次のとおり監視指導を実施した。

① 公衆浴場、旅館業施設等におけるレジオネラ症等感染症防止対策等

公衆浴場、旅館業施設の入浴施設及び遊泳用プールに対し管理が適正に行われているか確認するため、レジオネラ属菌等の行政検査を実施し、結果に基づく改善指導を行った（表 3、4）。許可対象外の社会福祉施設等の入浴施設についても、庁内関係部局と連携し、衛生指導を実施した。

レジオネラ症等感染症防止対策として、施設休止後の再開時も含めた適切な消毒方法、管理方法についてパンフレット、ホームページ等での周知啓発を行った。

また、プール等に設けられた循環設備に利用者の体が吸引され、溺水事故等が起こらないよう、循環設備の管理方法等についても監視指導を行った。

表 3 公衆浴場及び旅館業施設の浴槽水等水質検査実施状況

| 検査実施 延検体数 | 不適合 延検体数 | 不適合項目内訳 | | | | | | | |
|--------------|-------------|---------|----|------|--------------------------|---------------------------|----------|-----|-------------|
| | | 色度 | 濁度 | pH 値 | 全有機 炭素 (TOC) の量 | 過マンガ ン酸カリウ ム消費 量 | 大腸菌 群 | 大腸菌 | レジオネ ラ属菌 |
| 227 | 23 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 18 |

表 4 プール水の水質検査実施状況

| 検査実施 延検体数 | 不適合 延検体数 | 不適合項目内訳 | | | | | | |
|--------------|-------------|---------|----|---------------------------|-----|------|--------------|-------------|
| | | pH 値 | 濁度 | 過マンガ ン酸カリウ ム消 費量 | 大腸菌 | 一般細菌 | 総トリハロメ タン | レジオネ ラ属菌 |
| 66 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

② 生活衛生関係営業施設でのノロウイルス等感染症の防止対策

生活衛生関係営業施設の監視指導や衛生講習会において、ノロウイルスや新型コロナウイルス等の感染症防止対策に関する周知啓発や、消毒方法、換気方法等について指導、助言を行った。

③ 生活衛生関係営業施設等での適正な営業、自主衛生管理の指導

(1) 旅館業施設における善良風俗の保持及び衛生管理等の指導

旅館業施設に対し監視指導や旅館業法に関する情報提供を行うとともに、「仙台市ラブホテル等指導要綱」（昭和 59 年）に基づき、良好な生活

環境の保全と青少年の健全育成を図るため、旅館業施設の営業に係る事前指導を行った（表 5）。

表 5 旅館業施設の営業計画届出状況

| | |
|------------------------|----|
| 営業計画届出件数 | 10 |
| ラブホテル類似施設に該当しない旅館・ホテル等 | 10 |

(2) 理・美容所の衛生指導

消毒啓発パンフレット等を活用して監視指導を行った。なお、各区において集合方式又は Web での衛生講習動画の配信にて衛生講習会を開催し、器具の衛生管理やまつ毛施術、染毛剤使用の注意点等について周知、指導を行った（表 6）。

表 6 衛生講習会実施状況及び受講者数

| 衛生講習会開催方法 | 受講者数 | 区 |
|-----------|-------|---------------------------|
| 集合方式 | 394 名 | 青葉区※ 宮城野区 若林区 泉区 |
| 動画配信 | 641 名 | 青葉区 太白区 |

※青葉区においては、一部施設を対象に集合形式で実施。

(3) クリーニング所等の指導対策

クリーニング所の監視に加え、コインランドリー施設の衛生管理、機器の状況等についての調査を行い、設置者等に対し助言指導を行った。

(4) 特定建築物の衛生指導

建築計画等のある特定建築物については、着工前に事前協議を行い、建築物における衛生的環境の確保のための指導を行った。また、現地での管理状況の確認が必要と判断された施設については、立入検査を実施し、必要な指導等を行った。その他、施設の維持管理状況に関する報告書を徴収し、その報告内容に応じて適切な指導を実施した（表 7）。

表 7 特定建築物指導状況

| | | |
|---------------|---------------------------|------------|
| 施設数 741 施設 | 事前指導件数 | 13 |
| | 立入検査施設数 (うち冷却塔水の採水検査数) | 67 (15) |
| | 管理状況報告書提出数 | 341 |

なお、特定建築物の良好な衛生的環境を確保するため、全施設を対象とした建築物環境衛生管理講習会を開催した。

開催月日： 令和 6 年 2 月 29 日（木曜日）

開催方法： Web 開催

講習内容： ①「特定建築物の衛生管理、立入検査
結果等について」

②「感染症の発生動向と感染症防止対策」

（講師：仙台市健康福祉局保健所感染症対策室）

受講者数： 189 名

さらに、講習の一部内容を本市の YouTube チャンネル「せんだい Tube」に掲載し、当日参加できなかった方や後日改めて視聴したい方に対しても情報発信を行った。

2. 営業者等による自主衛生管理の推進

(1) 衛生教育の推進

生活衛生関係営業者等に対し、衛生講習会、パンフレット、ホームページ等で周知啓発を行うとともに、自主点検の実施について指導、助言し、営業者による自主衛生管理の推進を図った。

また、全市の旅館業営業者を対象に旅館業衛生講習会を開催し、最新の知見に基づく情報提供や衛生指導を実施した。

開催月日： 令和 5 年 10 月 26 日（木曜日）

開催方法： Web 開催

講習内容： 「安全・安心・快適な施設づくり」

参加施設数： 28 施設

(2) 生活衛生同業組合との連携

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和 32 年法律第 164 号）に基づき、営業者が衛生水準の維持向上

を図り、もって業界の発展や市民生活の安定に寄与する目的で業種ごとに組織された団体であり、同組合と連携の上、組合員に対する研修会、衛生講習会等において衛生思想の普及啓発、情報提供を行い、自主衛生管理の推進を図った。

(3) 各種表彰制度の推進

生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上及び衛生思想の普及啓発を図るため、施設の衛生管理が優良で、他の模範となる生活衛生優良施設及び生活衛生の向上に積極的に協力し、組織の育成強化に携わっている生活衛生功労者を市長及び保健所長より表彰した（表 8）。

表 8 仙台市公衆衛生関係功労者等一覧（生活衛生）

| 仙台市公衆衛生関係功労者等表彰 | | 仙台市保健所公衆衛生関係功労者等表彰 | |
|-----------------|---|--------------------|---|
| 生活衛生功労者 | 4 | 生活衛生功労者 | 5 |
| 生活衛生優良施設 | 2 | 生活衛生優良施設 | 2 |

II 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策

1. 健康で快適な生活環境の確保対策

(1) ねずみ・衛生害虫対策

①ねずみ対策

住居で被害等を受けた市民に対し、ねずみが生息しにくい環境づくりについて助言し、サンプルとして必要最小限の駆除剤を配付した。

ねずみ駆除剤配付件数：29 件

②衛生害虫対策

下水道未整備地域等の希望者に対し、便槽、排水側溝等を発生源とするハエ、蚊等の防除対策について助言し、サンプルとして必要最小限の殺虫剤を配付した（環境や健康への影響が少なく、毒物・劇物、医薬品、農薬等に該当しないもの）。

殺虫剤配付件数：7 件

(2) 宅地用空き地の雑草繁茂相談対応

「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」（昭和 63 年条例第 38 号）に基づき、雑草の繁茂による相談のあった宅地用空き地所有者等に対し、

空き地を適正に管理するよう指導した(表9)。また、市政だより及びホームページ等により、宅地用空き地の除草について広く周知した。

表9 宅地用空き地適正管理指導件数

| 苦情受理件数 | 延指導件数 | 除草実施件数 |
|--------|-------|--------|
| 352 | 420 | 271 |

(3) スズメバチ等の営巣駆除相談対応

スズメバチなどの営巣駆除相談について適切な対応方法の助言、ホームページ等による周知を実施した。また、営巣場所が通学路など公共性の高い場所で、早急な駆除が必要と判断した場合は、緊急対策として公費による駆除を行うこととしており、1件の公費駆除を実施した。

(4) 都市水害発生時等における防疫体制の確保

「仙台市都市水害発生時における防疫対策実施要領」(平成13年)に基づき、各区および総合支所において逆性石ケン等の消毒用薬剤の備蓄を図り、都市水害、床上浸水等の被害を受けた住宅に対しての適切な消毒方法の助言、消毒用薬剤の速やかな配付ができる体制を維持した。

なお、当該要領及び(一社)宮城県ペストコントロール協会と締結した「水害時における防疫活動の協力に関する協定書」(平成28年)に基づく消毒作業の実施に至った事例は無かった。

2. 住居衛生対策

シックハウスやダニアレルギーに関する市民からの相談に対し、必要に応じて簡易測定を実施し、こまめな換気や清掃等による住居環境の具体的な改善方法を助言した(表10)。

表10 シックハウス及びダニアレルギー市民相談件数

| シックハウス | | ダニアレルギー | |
|--------|-------------------|---------|------------------|
| 相談件数 | 簡易測定箇所数 (VOC等) | 相談件数 | 簡易測定箇所数 (抗原量) |
| 10 | 2 | 2 | 2 |

さらに、市民が市有施設等を安心して使用できるように、「施設管理者が行う市有施設における揮発性有機化合物等の室内濃度測定に関する事務手続要領」(平成19年)に基づき、新築・改築等を実施した市有施設について揮発性有機化合物(VOC)等濃度測定を実施し、検査結果を施設と情報共有すると

ともにホームページで周知した。

市有施設揮発性有機化合物（VOC）等濃度測定検査実施数：20 延施設

3. 住民自身による良好な生活環境の確保の推進

(1) 市民啓発・衛生教育の推進

①市民啓発・衛生教育

市政だよりやホームページを利用し、良好な生活環境の確保に関する情報について市民への広報に努めた（表 11）。また、市政だよりやホームページでの情報提供（表 11）に加え、各区役所で 6 月 4 日（ムシの日）を中心としたパネル展示を行った（表 12）。

表 11 広報実施状況

| 広報媒体 | 内容 |
|--------|--|
| 市政だより | スズメバチの注意喚起 |
| | 虫の日パネル展開催のお知らせ |
| | 環境衛生整備改善機器等の整備補助 |
| | 宅地用空き地の管理 |
| | ねずみ防除対策 |
| | ダニアレルギー・シックハウス相談 |
| ホームページ | スズメバチ、ねずみ、アタマジラミ、ダニアレルギー、シックハウス、宅地用空き地の管理、貯水槽の衛生管理など |

表 12 虫の日パネル展示実施状況

| 日程 | 場所 |
|-------------------|------|
| 5 月 29 日～6 月 30 日 | 各区役所 |

②市民相談対応

ねずみ・衛生害虫等に関する市民からの相談に適切に対応するとともに（表 13）、必要に応じて拡大鏡や顕微鏡等を用いて簡易な鑑別・同定等を行い、適切な対処方法や駆除方法等を助言した。

表 13 市民相談対応件数

| ネズミ | ハエ | カ | ノミ | シラミ | ゴキブリ | ダニ | ハチ | チャタテムシ | その他 | 計 |
|-----|----|---|----|-----|------|----|-----|--------|-----|-----|
| 146 | 4 | 3 | 0 | 0 | 3 | 5 | 704 | 0 | 60 | 925 |

生活環境苦情等に関わる相談件数は、表 14 及び表 15 のとおりであった。相談内容に応じ、関係部局との連携を図りながら、必要な助言等を行った。

表 14 公害苦情受理件数

| 騒音 | 振動 | ばい煙 | 汚水 | 悪臭 | その他 |
|----|----|-----|----|----|-----|
| 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |

表 15 生活環境苦情等処理状況

| 雑草苦情件数 (宅地用空き地以外) | その他の苦情等 相談件数 |
|----------------------|-----------------|
| 137 | 957 |

(2) 動力草刈機等整備補助

「仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱」（昭和 53 年）に基づき、地域の環境改善活動を行っている町内会等に対し、動力草刈機の整備費用の一部補助を行った（表 16）。

表 16 環境衛生改善機器等整備補助実施状況

| 動力草刈機の整備補助 | |
|-------------|--------|
| 町内会等団体数（台数） | 34（52） |
| 補助総額 | 999 千円 |

(3) 河川愛護活動等支援

市域内の河川・水路の美化活動に取り組み、地域の住環境の維持・保全に大きく貢献している河川愛護団体の事務局を担い、活動を支援した（表 17）。

表 17 河川愛護団体の活動状況

| 河川愛護団体の名称 | 主な活動 | 事務局 |
|-------------------|------------------------------|------------------|
| 北部地区梅田河川環境美化推進協議会 | 河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会) | 青葉区衛生課 |
| 北部広瀬川愛護推進協議会 | 河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会) | |
| 東部地区梅田河川環境浄化推進協議会 | 河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会) | 宮城野区衛生課 |
| 藤川河川愛護会 | 河川清掃、三役会、総会、 総会(仙台市河川愛護会) | |
| 仙台南地区広瀬川環境美化推進協議会 | 河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会) | 若林区衛生課 太白区衛生課 |
| 郡山堀浄化運動推進協議会 | 河川清掃、役員会、 総会(仙台市河川愛護会) | 太白区衛生課 |
| 秋保地区名取川河川愛護会 | 河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会) | 秋保総合支所 保健福祉課 |

Ⅲ 飲用水の安全確保対策

1. 専用水道、貯水槽水道施設及び飲用井戸水等の適正管理指導

「水道法」（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく専用水道、簡易専用水道、「簡易給水施設等の規制に関する条例」（昭和 50 年宮城県条例第 14 号）に基づく簡易給水施設及び「仙台市小規模簡易給水施設指導要綱」（平成 12 年 3 月 23 日市長決裁告示第 243 号）に基づく小規模簡易給水施設に対し、立入検査等を実施して管理状況の確認及び指導を行った。

また、登録検査機関が実施する管理状況に関する検査（定期検査）を受検していない施設に対しては文書等による受検指導を行うとともに、受検した施設に対しては結果の報告を指導した。なお、その結果が特に衛生上問題のある場合には立入検査等を実施の上、改善指導を行った（表 2）。

井戸水等は周辺からの汚染を受けやすいため、飲用には供せず、雑用水として使用することをホームページ等で周知した。

なお、自己水源等を有する専用水道や小規模水道等のうち、必要に応じて原水や飲用水の水質検査を実施し、衛生管理の指導等を実施した（表 18）。

表 18 水道施設の水質検査実施状況

| | 専用水道 (自己水源施設等) | 小規模水道等 (自己水源施設) |
|-------------|-------------------|--------------------|
| 水質検査件数（飲用水） | 0 | 27 |
| 水質検査件数（原水） | 3 | 4 |

Ⅳ その他の事業

1. 家庭用品安全確保対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 112 号）に基づき定められた家庭用品による健康被害を未然に防ぐため、市内に流通している乳幼児用衣類等の試買検査を実施した結果、基準違反はなかった（表 19）。また、ホームページ等で家庭用品の使用方法について周知を図った。

表 19 家庭用品試買検査実施状況

| 検査項目 | 試買品名 | 件数 | 違反 |
|------------|-----------------------|----|----|
| ホルムアルデヒド | 繊維製品（乳幼児用を含む）、接着剤等 | 75 | 0 |
| 有機水銀化合物 | 繊維製品（衣類等）、くつクリーム等 | 2 | 0 |
| トリフェニル錫化合物 | くつクリーム、繊維製品（衣類等）等 | 5 | 0 |
| トリブチル錫化合物 | くつクリーム、繊維製品（衣類等）等 | 5 | 0 |
| メタノール | 家庭用エアゾル製品（消臭スプレー等） | 2 | 0 |
| テトラクロロエチレン | 家庭用エアゾル製品、家庭用洗剤 | 2 | 0 |
| トリクロロエチレン | 家庭用エアゾル製品、家庭用洗剤 | 2 | 0 |
| アゾ化合物 | 繊維製品（衣類、寝具等）、革製品（衣類等） | 0 | 0 |
| 合計 | | 93 | 0 |

2. 一般公衆浴場（銭湯）確保対策

市民の日常生活に不可欠な一般公衆浴場（銭湯）を安定的に確保するため、「仙台市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱」（昭和 58 年）に基づき、施設の運営費用や設備改善費用の一部補助を実施した（表 20）。

表 20 一般公衆浴場（銭湯）への補助状況

| 項目 | 対象施設数 | 補助額 | 備考 |
|--------|-------|----------|-------------|
| 運営資金補助 | 4 | 1,200 千円 | 300 千円×4 施設 |
| 設備改善補助 | 1 | 548 千円 | 給湯給水配管補修1施設 |

3. 住宅宿泊事業の適正運営対策

住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業について、相談対応、届出受付、事業実績報告の徴収、適正管理指導を行った（表 21）。また、法の枠組みを超えて宿泊サービスを提供することがないようホームページ等での周知啓発、継続的な監視を行うとともに、疑いのある施設については指導を行った。

表 21 住宅宿泊事業法の届出件数等

| | |
|-----------------|----------------|
| 年度末施設数 | 39 |
| 新規届、変更届、廃止届件数 | 新規 4、変更 1、廃止 1 |
| 相談対応件数 | 20 |
| 住宅宿泊事業の事業実績報告件数 | 220 |
| 指導件数 | 3 |

4. 健康危機管理対応

レジオネラ症等、感染症法に基づく発生届の関連調査として、感染症担当部署と連携の上、生活衛生関係営業施設等における感染症発生の未然防止及び拡大防止のための周知等を行った。

また、高病原性鳥インフルエンザ対策として「死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザ調査の作業手順書」(令和5年10月改訂)に基づき、庁内関係部局及び関係機関と連携して死亡野鳥の調査等に従事した。

5. 環境衛生監視員の資質向上

(1) 実務研修等の開催

業務に必要な専門知識、監視指導技術の習得、向上等を図るため、実務的な研修等を実施した(表22)。

表22 実務研修等の実施結果

| 研修名(主な内容) | 月日 | 参加人数 |
|--------------------------------|--------|------|
| 生活衛生関係業務説明会 (生活衛生関係業務の概要など) | 4月21日 | 11名 |
| 生活衛生関係業務研修会 (事務処理研修) | 7月25日 | 10名 |
| 生活衛生関係業務研修会 (事例検討研修) | 9月27日 | 10名 |
| 生活衛生関係業務説明会 (改正旅館業法等について) | 11月27日 | 10名 |
| 生活衛生関係業務研修会 (出張伝達研修) | 2月27日 | 7名 |
| 生活衛生関係業務研修会 (レジオネラ対策研修) | 3月18日 | 14名 |

(2) 外部研修会等への参加

外部機関が開催する各種研修会、学会及び講習会等に参加し(オンライン含む)、最新の専門的知識や技術の習得、情報収集等を行った(表23)。

表 23 外部研修会等への参加状況

| 研修名 | 場所 (方法) | 月日 | 参加人数 (概数) |
|-------------------------------|------------|------------|--------------|
| 各市水道衛生担当者実務研修会 | 宮城県 | 5月23日 | 6名 |
| 生活衛生関係営業指導職員研修会 | Web開催 | 8月25日 | 1名 |
| 浴槽水モノクロアミン消毒に係る視察研修 | 静岡市 | 8月31日 | 2名 |
| 第63回東北ブロック 食品衛生・環境衛生監視員研修会 | 青森県 | 9月4日～5日 | 1名 |
| 専用水道・簡易専用水道担当者研修会 | Web開催 | 9月13日 | 7名 |
| 第67回生活と環境全国大会 | 福岡県 | 10月18日～19日 | 1名 |
| 環境衛生監視指導研修 | 埼玉県 | 11月6日～10日 | 1名 |
| 第17回環境と衛生のオンラインセミナー | Web開催 | 11月14日 | 1名他 |
| 防除技術研修会・感染症対策講習会 | Web開催 | 11月15日 | 10名 |
| クリプトスポリジウム等対策研修会 | 宮城県 | 11月22日 | 4名 |
| 東京都環境衛生監視員研修(中級) | 東京都 | 12月18日～19日 | 1名 |
| 第51回建築物環境衛生管理 全国大会 | 東京都 | 1月18日～19日 | 1名 |
| 水道水質精度管理に関する研修会 | Web開催 | 2月7日 | 1名他 |
| 生活衛生関係技術担当者研修会 | Web開催 | 2月16日 | 1名 |
| ねずみ駆除協議会研究会 | 東京都 | 3月11日 | 1名 |

(3) 相談事例等の共有化

各区に寄せられた市民及び事業者からの相談事例等について、職員研修や担当者会議等の場を活用して、事例の報告や情報共有を図り、適切な業務の遂行に努めた。